

養殖共済（ハマチ、カンパチ養殖業以外）【通常タイプ】 漁業収入安定対策事業

この事業は、養殖共済の掛金負担を軽減し、養殖共済では対象とならない魚価の下落等による減収を補てんする事業です



この事業の目的

計画的に漁場環境の改善に取り組む
養殖業者の経営を支援します。

漁場改善計画に適正養殖可能数量を設定

計画の順守

…………… 2つのメリット ……………

1. 積立ぶらずで魚価下落による減収補てん
※出荷価格の下落の一部分を補てんします(国が標準出荷価格と標準目回りを設定している魚種が対象となります。)
2. 追加補助で養殖共済掛金の負担軽減
※負担すべき純共済掛金が半額程度になります。

事業を利用するには

次の要件1及び要件2を満たす必要があります。

要件1 漁場改善計画への参加・順守

適正養殖可能数量※を設定して順守すること
漁場環境に見合った種苗投入数量

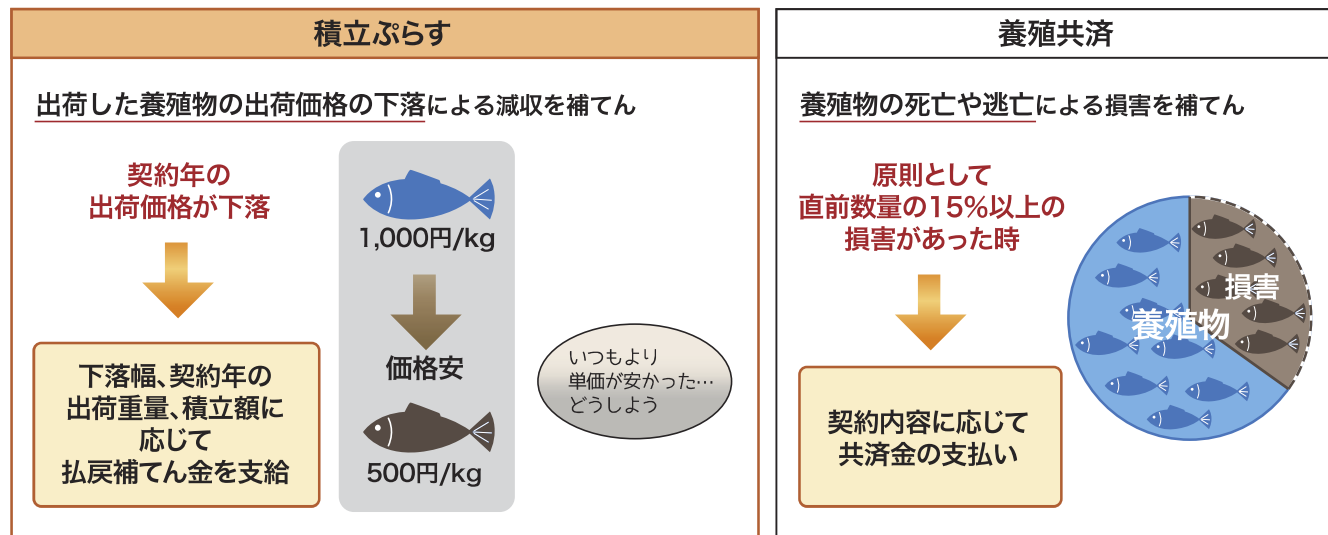
要件2 養殖共済への実質加入

契約割合30%以上※で加入すること
※真珠養殖業で施設台数が30台(1台の規格:いかだ34㎡、はえ縄の幹縄60m)未満の場合は40%以上

養殖共済の掛金補助が追加されます！

契約者が負担すべき純共済掛金の半額程度が補助され、掛金負担が軽減されます。

積立ぷらすと養殖共済で経営が安定！



漁場改善計画の設定(通常タイプ)

適正養殖可能数量(漁場環境に見合った種苗投入数量)を設定して、養殖漁場の改善に取り組みます。

積立ぷらすの漁業者最大積立額の計算(略式)

$$\text{漁業者最大積立額} = (\text{標準出荷価格}^{\ast 1} \times \text{予定出荷重量}^{\ast 2} \times \text{一定率}^{\ast 3}) \div 4$$

※1：国が地域ごと養殖共済の種類ごとに設定します。

※2：予定出荷重量＝養殖共済の契約尾数×標準目回り(国が養殖共済の種類ごとに設定)

※3：約10.5% ((90%－80%)÷0.95)

(例) 標準出荷価格＝1,000 円/kg 予定出荷重量＝40,000kg の場合

漁業者最大積立額 ＝ (1,000円/kg×40,000kg×約10.5%)÷4＝**105万円**

国の最大積立額 ＝ 漁業者最大積立額×3＝**315万円**

積立金について

- 契約者の預け金です。
- 口座振替により共済責任期間の3分の2までに積み立てます。
- 契約前に口座振替依頼書を提出して下さい。
- 分割納付が可能な場合があります。

積立額は、漁業者最大積立額の範囲内で漁業者が決定します(1万円単位)。
国は漁業者積立額の3倍を積み立てます。

積立ぷらすの払戻補てん金の計算(略式)

$$\text{払戻補てん金} = (\text{払戻判定価格}^{\ast 1} - \text{契約年の出荷価格}^{\ast 2}) \times \text{契約年の出荷重量}^{\ast 3}$$

※1: 契約年の出荷価格が払戻判定価格を下回る場合に払戻の対象となります。

払戻判定価格 = {標準出荷価格×90%} ÷ 0.95

※2: その年の出荷価格として、国が地域ごと養殖共済の種類ごとに決定します。

※3: 積立ぷらすの契約期間中に出荷した重量に限られます。

(例) 漁場改善計画が通常タイプの場合

標準出荷価格 ⇒ 1,000円/kg

払戻判定価格 ⇒ 947円/kg

予定出荷重量 ⇒ 40,000kg

漁業者積立金 ⇒ 105万円

国の積立金 ⇒ 315万円

① 契約年の出荷重量が
40,000kg
(予定出荷重量と同じ)

契約年の出荷価格	払戻補てん金 (払戻判定価格－契約年の出荷価格)×契約年の出荷重量		
	漁業者(1)	国(3)	計
937円/kg	10万円	30万円	40万円
897円/kg	50万円	150万円	200万円
847円/kg	100万円	300万円	400万円
842円/kg以下	105万円	315万円	420万円

② 契約年の出荷重量が
20,000kg
(予定出荷重量より減少)

契約年の出荷価格	払戻補てん金 (払戻判定価格－契約年の出荷価格)×契約年の出荷重量		
	漁業者(1)	国(3)	計
937円/kg	5万円	15万円	20万円
897円/kg	25万円	75万円	100万円
847円/kg	50万円	150万円	200万円
737円/kg以下	105万円	315万円	420万円

③ 契約年の出荷重量が
60,000kg
(予定出荷重量より増加)

契約年の出荷価格	払戻補てん金 (払戻判定価格－契約年の出荷価格)×契約年の出荷重量		
	漁業者(1)	国(3)	計
937円/kg	15万円	45万円	60万円
897円/kg	75万円	225万円	300万円
877円/kg以下	105万円	315万円	420万円

..... 払戻の留意事項

1. 払戻補てん金は漁業者積立金の4倍が上限です。
2. 契約年の出荷重量が予定出荷重量より減少した場合は、価格の下落幅が大きくても、最大払戻額に達しないことがあります。また、契約年の出荷が無い場合、払戻はありません。
3. 契約年の出荷重量が予定出荷重量より増加した場合は、価格の下落幅が小さくても、最大払戻額に達することがあります。

払戻後の積立金の取り扱い

		無払戻	一部払戻	全額払戻
		▼	▼	▼
漁業者積立金(A)		105万円	105万円	105万円
払戻補てん金		0円	200万円	420万円
(内訳)	漁業者(B)	0円	50万円	105万円
	国	0円	150万円	315万円
残高 (A-B)		105万円	55万円	0円
残高の取り扱い		翌年に繰越	翌年に繰越	—

ご契約にあたっての注意事項

- 加入要件を満たしていることを確認するための必要書類を提出願います。
- 共済掛金の追加補助のみの利用は可能ですが、積立ぶらすのみの利用はできません。
- 積立ぶらすは養殖共済の契約と同時に毎年お申し込み下さい。
- 払戻の判定は国により契約年の出荷価格が決定された後に毎年行います。
- 故意または重大な過失や契約者に責めがある場合などは、払戻補てん金が減額または支払われないことがあります。
- 積立ぶらすを契約の途中で解約する場合は、原則として手数料(1万円)がかかります。
- 提供いただいた個人情報は、この事業以外では使用いたしません。



漁場改善計画を順守できなかった場合はペナルティが課せられます！

- 共済掛金の追加補助分を返還していただきます。
- 違反した年の積立ぶらすは解約となります。既に払戻補てん金が支払われている場合は、国費分を返還していただきます。
- 上記2つの返還がされない場合、翌年度以降の漁業収入安定対策事業の利用ができません。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。



ぎょさい
URL: <http://www.gyosai.or.jp>